

ミヤコカナヘビ保護増殖事業計画 (答申)

令和 2 年 11 月 20 日

環 境 省

ミヤコカナヘビ保護増殖事業計画（案）

令和2年 月 日
環 境 省

第1 事業の目標

ミヤコカナヘビ（有鱗目カナヘビ科）は、沖縄県宮古諸島のみに分布する日本固有種であり、草地や藪に生息する。かつては宮古諸島のどこでも普通に見られたが、現在は過去に確認されていた地点の多くで生息が確認できず、個体数が激減していると考えられており、その要因として、開発、農薬、外来種（インドクジャク、国内外来種であるニホンイタチ等）、乱獲等の影響が指摘されている。

本事業は、本種の各個体群の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて、本種の生息に必要な環境の維持・改善及び違法捕獲防止対策を図るとともに、生息域外保全や野生復帰を実施すること等により、最終的に本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

なお、事業内容ごとの個別の目標については、生息状況調査等の結果を踏まえ、別途、実施計画等に定めることとし、科学的かつ定量的な目標の設定に努める。

第2 事業の区域

沖縄県宮古島市の本種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに第3の3における飼育及び人工繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握

本種の個体数や分布域の経年変化等の定量的知見はほとんど報告されておらず、保全に必要な基礎的知見は著しく不足している。このため、既存の定性的知見に基づいて本種の保全に必要な対策を検討するとともに、必要に応じて次の調査等を実施し、本事業を適切かつ効果的に実施する。また、この結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査を実施する等、本種の保存に資する対策を講ずる。

（1）生息状況等の調査及びモニタリング

現在、生息が確認されている地域においては、本種の生息範囲、生息密度等の生息状況、生息地の状況等を把握するために科学的な手法による調

査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、かつて生息が確認されていた地域及び調査が十分でない地域においても、生息確認のための調査を行う。

あわせて、本種の自然条件下での生活史や繁殖様式等の生物学的特性の把握に向けた調査を行う。

(2) 生息環境の調査及びモニタリング

本種にとって好適な生息環境については不明な点が多く、また本種の減少要因は十分には明らかになっていない。このため、生息地及びその周辺における環境条件（気象、地形、植生及び土地の利用状況等）を把握するために科学的な手法による調査を行い、その変化を定期的にモニタリングすることによって、本種にとって好適な生息環境の維持や回復、創出等に資する情報を収集する。

(3) 減少要因の把握

(1) 及び (2) における調査で得られた知見も踏まえつつ、本種の減少要因の把握に努める。その際、生態系において本種と関係する餌動物や捕食者等との関係のほか、関連する感染症や、本種にとって好適な生息環境と外来植物との関係性についても情報を収集する。このうち、特に本種の天敵と考えられる外来鳥類や外来哺乳類等について、その影響の把握に努める。その他、必要に応じて個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある土地利用の変化や農業形態等について、関連性を調査する。

(4) その他

本種の保全対策を講じる上で、遺伝的多様性や保全単位に対する配慮が重要になることを踏まえ、本種の遺伝的多様性等に関する情報について、必要に応じて調査等を実施する。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

本種が自然状態で安定的に存続するためには、本種に好適な生息環境を含む生態系全体を健全に保つことが必要である。本種の好む生息場所の環境については不明な点が多いが、森林に隣接した草地や藪などにみられることから、このような二次的な草地環境を維持し、隣接する森林と一体的に保全することが重要であると考えられる。

このため、本種の生態等に関する専門的知見を有する者の助言を参考としつつ、1 で得られた知見等を十分に踏まえた上で対応策を検討し、必要に応じて、次の取組を行う。

なお、本種の生息地における土地利用及び開発等の実施に際しては、都市計画等のみならず、個別の事業についても、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮がなされるよう努める。

(1) 生息環境の維持管理

本種の生息環境である二次的な草地環境及び隣接する森林等を維持するため、土地所有者の協力や配慮を求め、定期的な草刈や間伐等により適正な管理を行う。

(2) 生息環境の回復・創出

本種の安定的な生息を図る上で重要な地域を抽出し、外来鳥類や外来哺乳類の侵入防止、人為による悪影響の排除等の対策を講じるとともに、環境改善のための草刈や間伐等の必要な対策を講じ、生息地の回復または創出を図る。なお、生息環境の回復・創出に当たっては、対策が有効なものとなるよう、予め小規模な区域での試験を実施することなどにより、本種が生息可能かつ個体数が回復しうる環境の把握に努める。

3 飼育下繁殖及び野生復帰の実施

本種の保存は、2の生息地における取組を基本とするが、本種の野生個体数が過去に比して急減していることから、2の生息地における取組と並行して、本種の飼育下繁殖を実施する。飼育下繁殖を実施するに当たっては、本種の生態等の科学的知見の収集及び飼育下繁殖技術の向上に努めるとともに、生息状況の急激な悪化等に対処できるよう、複数の施設において飼育し、飼育下個体群を維持する。

また、十分な検討によってその必要性が認められた場合には、野生復帰（補強、再導入等）を実施し、野生個体群の回復を図る。飼育下繁殖及び野生復帰の実施に当たっては、専門的知見を有する者の助言を踏まえ、本種の遺伝的多様性や生態学的な特性に留意する。野生復帰させた地域においては、1の（1）によるモニタリングを実施し、生息状況等の把握を行う。

4 生息地における違法な捕獲等の防止

本種は、海外において高値で取引引きされるなど、違法捕獲される危険性の高い種である。このため、警察等とも連携しながら、生息地における監視や普及啓発等を行い、違法な捕獲を防止する。また、インターネットにおける取引を含め、個体の違法な譲渡し等についても情報収集し、違反者に対しては厳正に対処するよう努める。

5 普及啓発の推進

本事業を実効力のあるものとするためには、関係地方公共団体、様々な事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の価値、保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

また、本事業の成果について、本種の生息に影響を与えない範囲で、情報公開及び発信に努める。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、本事業が効果的に実施されるよう努める。